

当院の施設基準について

●医療 DX 推進体制整備加算について

- ア. 医師が診療を実施する診察室等においてオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
- イ. マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ウ. 電子カルテ情報共有サービスの導入検証等を含め医療 DX にかかる取組を実施しています。

●医療情報取得加算について

- ア. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- イ. 受診した患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。

●地域包括診療加算について

- ア. 健康相談及び予防接種に係る相談を実施しています。
- イ. 通院する患者様について、介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に対応する事が可能です
- ウ. 患者様の状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行う事又はリフィル処方箋を交付することが可能です。

●一般名処方加算について

現在、医療品の供給が不安定な状況となっていることから、保険薬局において銘柄によらず調剤できるよう、一般名で処方箋を発行させて頂く場合があります。なお、令和 6 年 10 月より後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別料金をお支払いいただいておりますのでご承知おきください。(先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合等は、特別料金は要りません)

●地方厚生局長への届出事項に関する事項

当クリニックでは、以下の診療報酬上の項目について届出をしております

- ・機能強化加算
- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・地域包括診療加算
- ・時間外対応加算 3
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

●明細書の発行状況に関する事項

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。なお明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものです。明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨をお申し出下さい。